

福岡市農林水産業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別表に掲げる農林水産業関係補助事業の適正な執行を図るため、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）の規定により必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 農林水産業の補助事業者

農林水産業の法人その他市長が認める農林水産業の補助事業を行う者をいう。

(2) 事業費

市長が当該事業に必要と認める経費。ただし、賃金及び歩掛は原則として次による。

ア 賃金は一般職種別賃金表による。

イ 歩掛は標準歩掛表による。

(補助事業者の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がある者（市長が特に認める場合を除く。）

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 法人でその役員のうちに第2号又は第3号に該当する者があるもの

(確認方法)

第4条 前条の確認方法については次のとおりとする。

(1) 前条第1号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第12号）に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(2) 前条第2号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第14号）に基づいて警察への照会確認を行うものとする。

(補助率等)

第5条 市長は補助事業者が行う事業のうち適当と認める事業費に対し、予算の範囲内において別表に定める補助率又は補助額により補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項第3号に定める事業計画及び収支計画は次のとおりとする。

(1) 事業計画説明書 様式第1号

(2) 収支予算書 様式第2号

2 規則第4条第1項第5号に定める事項は次のとおりとする。

(1) 事業の施行に関する決議書

(2) 団体規約

(3) 許認可を要するものは、その認可を証する書類の写

3 申請者は、規則第4条に定める申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(不承認の通知)

第7条 規則第5条第3項に定める通知は次の様式による。

補助金交付不承認通知書 様式第3号

(計画変更の承認申請)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める補助事業の内容、経費の配分又は執行計画（以下「事業計画」という。）の変更について市長の承認を要しないものは、当該事業計画内容の10%以内とする。

2 市長の承認を受けるべき事業計画内容の変更は事業計画変更承認申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

3 前項の申請には、事業計画変更説明書（様式第5号）を添付しなければならない。

(事故報告書)

第9条 規則第6条第1項第2号及び第3号に定める承認及び報告については、事業事故報告書（様式第6号）により市長の承認又は指示を受けなければならない。

(計画変更承認の通知)

第10条 市長は、第8条及び第9条に基づく事業計画変更承認申請書及び事業事故報告書を受理した場合は速やかに審査及び調査を行い、適当と認めたときは、事業計画変更承認通知書（様式第7号）を交付するものとする。

2 前項の審査及び調査の結果不適当と判断したときの通知は第7条を準用する。

(補助金の交付条件)

第11条 補助金の交付にあたっては、規則第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、次の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定通知を受けた補助事業者は当該事業に着手したときは、すみやかに事業着手届(様式第8号)を提出しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた補助事業者は取得した当該事業の成果に係る毎年度の利用実績を実施した年度の翌年度から別表に掲げる期間、利用実績報告書(様式第9号)により次年度の4月末日までに報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条に定める実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績説明書 様式第10号
- (2) 収支計算書 様式第11号

- 2 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第14条に定める実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第14条に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(交付の取消)

第13条 市長は、補助事業者が第3条各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産(以下、「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち福岡市補助金交付規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が1個50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第15号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があ

るときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、農林水産局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は昭和46年度分事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

事業区分	事業内容		補助率又は補助額	利用実績 報告の期間
土地改良 事業	区画整理 農業用排水施設 農道整備 農道舗装 暗渠排水 客土 農地造成		市長がその都度認める補助 額	—
災害復旧 事業	農地の災害復旧事業で国県の補助を 受ける事業 (補助限度額工事費 40 万円以上)		事業費から国県の補助及び 交付金額を差し引いた残額 の 2/3 以内	—
	農地の災害復旧事業で国県の補助を 受けない事業 (補助限度額工事費 40 万円未満)		事業費の 2/3 以内	
干害応急 対策事業	国県の補助 を受ける事 業	施設機械器具等	事業費から国県の補助及び 交付金額を差し引いた残額 の 2/3 以内	—
		燃料費等	事業費の 1/2 から国県の 補助及び交付金額を差し引 いた額以内	
	国県の補助 を受けない 事業	施設機械器具等	事業費の 2/3 以内	
		燃料費等	事業費の 1/2 以内	
林道設置 事業	受益山林面積 50 ヘクタール以上の 国県費補助対象事業		事業費から国県費補助及び 交付金額を差し引いた残額 の 1/2 以内	2 年
	受益山林面積 10 ヘクタール以上 50 ヘクタール未満の林道設置事業		事業費の 1/2 以内	

事業区分	事業内容	補助率又は補助額	利用実績 報告の期間
造林事業	0.1ヘクタール以上の拡大造林及び 更造林の事業	事業費の1/2以内	—
樹園地造 成事業	樹園地以外の土地を樹園地に造成す る事業	事業費の1/3以内	—
導入事業	種畜の導入事業	事業費の1/2以内。ただし 市長が特に必要と認める場 合は事業費の範囲内でその 都度認める補助額	2年
	農機具等の導入事業	事業費の1/3以内（国県補 助及び交付金の認められる 事業にあつては事業費から 国県費補助及び交付金額を 差し引いた残額の1/2以 内）。ただし市長が特に必 要と認める場合は事業費の 範囲内でその都度認める補 助額	
共同施設 設置事業	農林業の共同施設を設置する事業		
	漁業及び水産加工業の共同施設の整 備拡充をはかるための事業		
資源保護 増殖事業	漁業資源の保護増殖をはかるために 必要な事業	市長がその都度認める補助 額。なお、詳細は各事業ご との要領に定める。	—
団体活動 事業	市長が認める事業	市長がその都度認める補助 額。なお、詳細は各事業ご との要領に定める。	—
その他農林水産業振興上市長が必要と認める事 業		市長がその都度認める補助 額。なお、詳細は各事業ご との要領に定める。	市長がその 都度定める 期間

※別表の「補助率又は補助額」にかかわらず、国、県、その他の団体からの補助及び交付金（以下、「国補助金等」）が認められた事業にあつては、補助事業者に対し交付する補助金の額は国補助金等を含むことができる。

事業計画説明書

1 事業名

2 事業の目的

3 事業内容

(1) 受益戸数又は受益面積

(2) 実施場所

(3) 事業量及び事業費

(4) 事業費の負担区分

(5) 負担金の調達方法

(6) 実施方法

(7) 実施期間

(8) その他

4 事業効果

(注) 説明書に添付すべき書類

経費内訳書、明細書、単価表、機械器具資材購入費見積書、設計図、見取図

その他事業内容が明確になる書類

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	費 目	予 算 額	積 算 の 基 礎
合 計			

2 支出の部

区 分	費目又は事業名	予 算 額	積 算 の 基 礎
補助対象事業			
	計		
補助対象外事業			
	計		

予算議決 年 月 日

(注) 補助対象事業、補助対象外事業に区分して作成のこと。

補助金交付不承認通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日をもって申請のあった事業
(事業名) について次の理由
により承認しがたいので通知する。

記

不承認の理由

事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付 第 号の交付決定通知に係る事業
(事業名) を別紙計画変更説明書のとおり変更したいので福岡市補助金交付規則第 6 条の規定により承認方申請いたします。

事業計画変更説明書

1 変更の理由

2 変更の内容

(注) 建設事業関係は原設計、変更設計対照表を添付すること。

事業事故報告書

(あて先) 福岡市長

中止
廃止
工期変更
その他

年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付 第 号により補助金交付決定通知
を受けた事業(事業名)は下記
の理由により事業の遂行に支障を生じましたので福岡市補助金交
付規則第6条の規定によりご承認お願いいたします。

記

- 1 事業実施の場所
- 2 理 由
- 3 事業の遂行状況

事業計画変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって申請のあった事業
(事業名)の計画変更について
は、

{ 申請どおり承認する。
次の条件を付して承認する。
次のとおり修正のうえ承認する。

事業着手届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付 第 号の交付決定通知に係る事業
(事業名) を下記のとおり
着手しましたので福岡市農林水産業振興補助金交付要綱第 11 条
の規定によりお届けいたします。

記

- 1 事業実施の場所
- 2 着手年月日
- 3 完了予定年月日
- 4 直営、請負 (請負の場合は入札てんまつ書を添付のこと。)

利 用 実 績 報 告 書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

事業完成年度

年度

事業名

年度の実績

1 実績の概要

2 実績の内容

(注) (1) 別に事業成績書、収支決算書がある場合はそれを添付のこと。

(2) 生産増強関係では収量又は漁獲量対比(事業前のこと)、生産額の変化を対比。

事業実績説明書

1 事業名

2 事業の目的

3 事業の内容

- (1) 受益戸数又は受益面積
- (2) 実施場所
- (3) 事業量及び事業費
- (4) 事業費の負担区分
- (5) 負担金の調達方法
- (6) 実施方法
- (7) 実施期間
- (8) その他

4 事業効果

(注) 説明書に添付すべき書類

経費内訳書、明細書、単価表、機械器具、資材購入費
納品書写、設計図、見取図、契約書写、写真

様式第 1 1 号

収 支 計 算 書

1 収入の部

区 分	費 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	積 算 の 基 礎
合	計				

2 支出の部

区 分	費 目 又 は 事 業 名	予 算 額	決 算 額	増 減 額	積 算 の 基 礎
補 助 対 象					
	計				
補 助 対 象 外 事 業					
	計				

(注) 補助対象事業、補助対象外事業に区分して作成のこと。

同 意 書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

私は、 _____ 補助金の交付要件である
「市税に係る徴収金に滞納がないこと」の確認にあたり、
税務担当課に別紙補助金交付申請書が開示され、私の市税の課税
状況及び納付状況の照会が行われることに同意します。

記

1. 住 所

(フリガナ)

2. 氏名(法人名等)

3. 生 年 月 日(※法人の場合は不要) 年 月 日生

4. 電 話 番 号 ()

消費税等相当額報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知
があった(事業名)につい
て、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第 1 5 条の補助金の額の確定額 _____
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 _____
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 _____
- 4 補助金返還相当額 _____

同 意 書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

私は、 _____ 補助金の交付要件である
「福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員もしくは
暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を
有する者でないこと」の確認にあたり、市が福岡県警察へ照会す
ることに同意します。

記

1. 住 所

(フリガナ)

2. 法 人 名 等

氏 名

3. 生 年 月 日

年 月 日生

4. 電 話 番 号

()

財産処分承認申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称

代表者氏名

_____補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

- 1 処分財産の品名及び取得年月日
- 2 処分財産の取得価格及び時価
- 3 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
- 4 処分の理由

財産処分承認通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって申請のあった

_____補助金により取得した財産の
処分については、

- {
- 申請どおり承認する。
 - 次の条件を付して承認する。
 - 次のとおり修正のうえ承認する。